

○総務省令第九十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十七日

総務大臣 山本 早苗

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の十三中「事業用電気通信設備は」を「電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示するところにより」に、「が講じられなければ」を「を講じなければ」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。